

下 総 第 7 4 6 号
令和3年(2021年)5月12日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成31年4月23日付け監査報告第8号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 環境部環境政策課 〕

〔指摘事項〕

- (1) 監査対象期間外ではあるが、自動車騒音常時監視面的評価業務において、市内全域の評価を5年間（平成27年度から平成31年度まで）で実施する仕様と定めていながら、予算及び契約は単年度で執行及び締結されていた。また、第2年度以降は随意契約とされ、その理由は「（前略）継続した業務履行が不可欠であるため（中略）当該業務の受託業者（初年度目の受託者）と契約する必要がある（後略）」とされていた。結果として、当該委託業務は同じ事業者により4年間続けて委託されている。

複数年度にわたり行う事業で同一事業者による継続性が必要な事業については、債務負担行為により予算の裏付けをとった上で、全期間にわたる契約を締結するのが原則である。また、継続的な業務でも、同一事業者に限定されないのであれば、単年度ごとに発注し、その都度、競争入札等を行い事業者を選定すべきである。

本業務は法令の定めにより行うもので、平成31年度の次の5年間も実施する必要があると思料する。相手方の選定にあたっては、前述のいずれの手法によるべきか検討の上、適切に実施されたい。

（改善措置状況）

令和2年度からの5年間の実施方法を検討した結果、経費削減及び業務に関する継続性の確保のため、令和2年度からは委託せず、必要な機器を市が調達し、業務に関するスキルを職員が習得した上で、職員が直接行うよう実施方法を変更し、先日同年度の業務を完了した。

以上